

社会福祉法人ヴィオラ

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

V-規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ヴィオラ（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当法人において週に3日以上、1日に休憩を除いて4時間以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。ただし、施設職員であって法人の役員を兼務する者については適用しない。

2 評議員には報酬等は支給しない。

(年間報酬総額)

第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間370万円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 役員並びに評議員が理事会及び評議員会に出席したときの報酬は支給しない。

(役員等の勤務報酬等)

第6条 非常勤役員が理事会及び評議員会（出席）以外において、法人及び施設の運営のための職務に当たった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 常勤役員が理事会及び評議員会（出席）以外において、理事長等の命を受けて当法人の運営のための業務に当たった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、常勤理事で当法人の職員を兼務する者に対しては、報酬は支給しない。

(交通費)

第7条 役員及び評議員が理事会・評議員会等への出席した際の交通費は、別表2にて支払うものとする。ただし、当法人の職員を兼務する者に対しては、支給しない。

(費用)

第8条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとする。

2 役員及び評議員が会議及び研修等に参加する際並びに監事の監査業務に当たる際にその実費弁償として旅費を支給するものとし、その支給額については、社会福祉法人ヴィオラ職員出張旅費規程（V-規程第5号）を適用する。

(報酬等の支給日)

第9条 報酬の支払については、次のとおりとする。

- (1) 日額報酬については、その月の合計額を翌月10日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日に当たる場合は、休業日前の営業日に支払うものとする。
- (2) 月額報酬については、毎月10日に支払うものとする。なお、支給日が金融機関の休業日に当たる場合は、休業日前の営業日に支払うものとする。
- (3) 役員及び評議員の旅費は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第10条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成30年2月23日から施行する。
- 2 平成27年1月28日施行の社会福祉法人ヴィオラ役員報酬規程及び平成26年3月22日施行の社会福祉法人ヴィオラ役員費用弁償規程はこれを廃止する。

別表 1

種 別	報 酬 額	備 考
常勤役員業務報酬（月額）	300,000円 以内	職員との兼務がない場合
常勤役員以外の理事業務報酬（日額）	3,000円	
監事監査指導等報酬（日額）	5,000円	
監事の監査業務以外での業務（日額）	3,000円	

別表 2（交通費）

自宅からの距離	支給額
30km 以内	2,000円
30km 超	4,000円